

別表第2（第5条関係）

種別	区分	補助基準額
世帯別割	50世帯以下の場合	75,000円
	51世帯以上100世帯までの場合	150,000円
	101世帯以上200世帯までの場合	225,000円
	201世帯以上の場合	300,000円
建築費割	工事費が200万円までの場合	工事費の15%
	工事費が200万円を超える場合	200万円の15%に200万円を超える額の5%の額を加えた額。ただし、60万円を限度額とする。
増改修等費割	工事費が20万円未満の場合	0円
	工事費が20万円以上の場合	増改修等費の30%以内の額を補助基準額とする。ただし、30万円を上限額とする。
備考		
<p>1 集会所等を新たに建築する場合は、世帯別割の補助基準額と建築費割の補助基準額との合算額を適用する。ただし1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>2 集会所等を増改修、修繕又は除却する場合は、増改修等費割の補助基準額を適用する。ただし1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>3 同会計年度内に同一の集会所等において複数回の補助対象事業を行う場合、2回目以降の補助対象事業の補助基準額については、前2項の方法で計算した額から当該会計年度において既に交付決定を受けた額を減じた額とする。</p>		